

「女性用ハイヒールの靴底部分に付された赤色」の 商品等表示性が否定された事例 — ルブタン・ハイヒール事件

東京地裁令和4年3月11日判決（平成31年(ワ)第11108号不正競争行為差止等請求事件）

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

本件は、高級ファッションブランド「クリスチャン ルブタン」（以下「ルブタン」という。）のデザイナーである原告Xと、女性用ハイヒール等のルブタンの商品の製造販売等を業とする原告会社（原告Xは原告会社の代表者）が、女性用ハイヒールの靴底にパントン社が提供する色見本「PANTONE 18-1663TPG」（以下「原告赤色」という。）を付した構成からなる下記第2-1記載の表示（以下「原告表示」という。）が、周知性及び著名性を獲得しているとした上で、被告が製造販売等する女性用ハイヒール（以下「被告商品」という。）は、原告表示と類似した商品等表示を使用した商品であり、被告が被告商品を製造販売等する行為は、原告が製造販売等する原告表示を使用した女性用ハイヒール（以下「原告商品」という。）と混同を生じさせるものであり、不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項1号及び2号に掲げる不正競争に該当すると主張して、被告に対し、被告商品の製造販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、損害賠償金の支払を求めた事案である。

第2 原告表示及び原告商品について

1 原告表示について

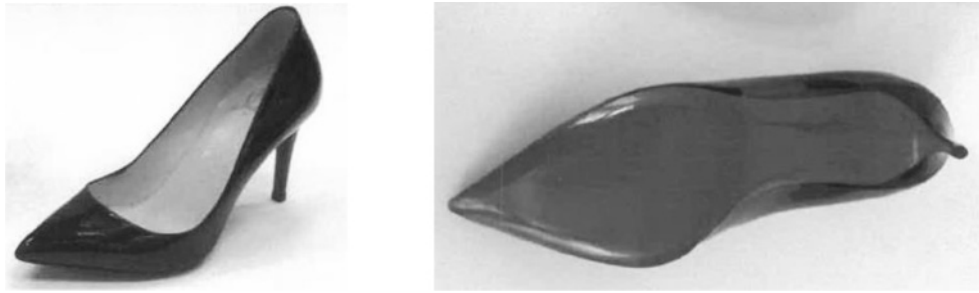
原告表示は、以下のとおりである。



女性用ハイヒールの靴底部分に付した赤色（「PANTONE 18-1663TPG」）で構成される。なお、破線は、表示がどのように使用されるかの一例を示したものであり、表示を構成する要素ではない。

2 原告商品の外観等

- (1) 原告商品の外観は以下の写真のとおりである。



- (2) 原告商品の靴底は、革製であり、これに赤色のラッカー塗装をしているため、靴底の色は、いわばマニキュアのような光沢がある赤色である。ルブタンの女性用ハイヒールは全て、革素材の靴底が原告赤色でラッカー塗装されており、これが原告商品の特徴の一つとされてきた。
- (3) 原告商品の価格は、最低でも8万円を超える高価格帯のハイヒールであって、10万円を超えるものも珍しくない。
- (4) 原告商品の中敷には、ルブタンのロゴが付されている。
- (5) 原告商品は、原告表示のほかにも、靴のアップー部分にスタッズ（飾り鉾）やリボン、ラインストーン等の装飾のあるものや、「ピンヒール」などと呼ばれるヒールの形状に特徴があるものなど、デザインに複数の特徴のあるものが多数存在する。

3 原告商品の日本での販売実績・宣伝広告等

- (1) 原告製品の販売実績等

原告会社は、遅くとも平成10年までに、原告商品の輸入販売を日本で開始した。

原告Xは、平成21年9月、ルブタン日本法人を設立し、平成22年2月に松屋銀座店を、同年10月に日本初の路面店を銀座にオープンした。ルブタン日本法人は、原告商品を、オンラインショップのほか、路面店、高級百貨店内の店舗等で販売した。ルブタン日本法人の婦人靴の販売金額（消費税抜）の合計は、平成27年度は32億1573万3000円、平成28年度は33億0495万4000円に上る。

- (2) メディア等での紹介

原告商品は、平成4年から平成29年までの間に、各種雑誌や書籍において、紹介等され、原告商品やその靴底の色彩に言及する記事が、少なくとも平成21年11月から平成30年3月までの間、各種ウェブサイトに掲載された。

原告商品は、「セックス・アンド・ザ・シティ」、「あなたは私の婿になる」（平成21年日本公開）、「抱擁のかげら」（平成22年日本公開）、「TIME／タイム」（平成24年日本公開）、「バッド・ティーチャー」（同年日本公開）、「ドクターX～外科医・大門未知子～」(同年放送開始)などのテレビドラマや映画で、登場人物の衣装として使用された。

- (3) 宣伝広告

原告会社は、原告商品につきサンプルトラフィッキング（雑誌編集者、スタイリスト、著名人等からの要望又は依頼に応じて、これらの者が雑誌の記事、メディアでの撮影等で使用するため原告商品を貸し出すという広告宣伝方法をいう。）という手法で宣伝広告をしている。原告会社は、ルブタン日本法人に対し、サンプルトラフィッキング用に原告商品を販売しているところ、平成22年度から平成29年度までの販売金額（ルブタン日本法人の購入金額）の累計は、